

令和4年度第2回鴨川市国民健康保険運営協議会会議録

1 日 時 令和5年2月2日（木）午後1時から午後2時まで

2 場 所 鴨川市役所400会議室

3 出席者

（1）委員

黒野秀樹委員、酒井龍一委員、羽田幸弘委員、林宗寛委員、樋口洋子委員、前田恵美子委員

（2）鴨川市国民健康保険条例施行規則第14条の規程により出席した者

平川潔副市長

市民福祉部 牛村隆一部長

健康推進課 角田守課長

市民生活課 塚越均課長、山口紀子課長補佐、小原富裕係長

企画総務部

税務課 佐藤信二課長、小東慶旭係長、宮岡明子主査

4 欠席者

石井薫委員

5 次第

（1）開会

（2）副市長あいさつ

（3）議件

①令和5年度鴨川市国民健康保険税率（案）について

②鴨川市国民健康保険税課税限度額等の変更について

③令和5年度国民健康保険特別会計予算（案）について

（4）その他

①出産育児一時金の改正について

②令和5年度各種検診について

③新型コロナウイルスワクチン接種について

（5）閉会

6 会議内容

別紙のとおり

7 会議の傍聴者

2名

1 開 会

(司 会)

皆様、こんにちは。本日の進行を務めさせていただきます市民生活課の山口と申します。

会議に入る前にご案内いたします。本会議は、「鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領」に基づき、公開とさせていただきます。

つきましては、会議録作成のため会議を録音し、市のホームページに掲載させていただきますので、あらかじめご了承ください。また、本日の傍聴の申込みは2名となっています。

(資料確認)

2 会議の成立（欠席の連絡）

(司 会)

本日、石井薫委員より欠席の連絡がありまして、6名の委員の出席となりました。過半数の委員が出席されていますので、鴨川市国民健康保険条例施行規則第8条の規定により、本協議会は成立いたしました。

ただいまより、令和4年度第2回鴨川市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。

会議開催にあたり、平川副市長よりご挨拶を申し上げます。

3 副市長挨拶

皆さん、こんにちは。副市長の平川でございます。

本日、令和4年度・第2回鴨川市国民健康保険運営協議会を開催しましたところ、委員の皆様にはご多用の中ご出席いただき、誠にありがとうございます。

また、日頃から、国民健康保険事業に格別のご支援とご協力を賜り、重ねて感謝申し上げます。

ご承知のとおり、新型コロナウイルス感染症につきましては、来る5月8日に、現在の2類相当から5類に移行する方針を、政府の対策本部が決定したところですが、季節性インフルエンザとの同時流行が懸念されるなど、引き続き警戒が必要な状況にあります。

本市におきましても、緊張感を緩めることなく、感染防止をはじめ、様々な事業の実施に万全を期して参ります。

さて、少子高齢化や生産年齢人口の減少が進む中、国においては、全ての世代が安心できる全世代型社会保障制度の確立を目指し、様々な改革を進めています。

とりわけ、医療分野においては、行政サービスのデジタル化の推進として、本年4月から保険医療機関等においてオンライン資格確認等システムの導入を義務化するとともに、2024年秋にはマイナンバーカードと健康保険証の一体化を目指すこととされています。

また、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に提供される、地域包括ケアシステムの構築を目指しており、県や市町村、医療機関等がその役割と責任を果たしていくことが、強く求められています。

国民健康保険につきましては、現在、国において審議されているところでございますが、子育て世帯に対する経済的支援策として、出産育児一時金の引き上げや、産前産後期間相当分の保険

税を免除する措置の創設が予定されています。

今後も、国・県の動向を注視しながら、国民健康保険の安定的で適正な運営に努めて参りますので、皆様には引き続きのお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

本日の議件は、「令和5年度・国民健康保険特別会計予算（案）」など計3件となっています。

詳細につきましては、この後、事務局から説明させますので、皆様には忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げ、挨拶といたします。

本日は、どうぞ宜しくお願いいたします。

4 議件1 令和5年度国民健康保険税率（案）について

議件2 鴨川市国民健康保険税課税限度額等の変更について

（税務課長 令和5年度国民健康保険税率（案）について及び鴨川市国民健康保険税限度額の変更についての説明）

（議長）

ありがとうございました。ただいま、事務局の方からご説明がありました議件1、2につきまして、ご意見がある方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。

（羽田委員）

羽田でございます。資料2、議件2ですけれども、所得がいろいろ伸び悩んでいる現状で、軽減の対象の範囲を広げるという事ですけど、所得が伸び悩む中それを広げるという事は、対象者をもっと広げたいという意味合いになるのでしょうか。また、法改正を待つてというお話があったんですけど、これは法律の改正がないとこれは出来ない状況にあるという事でしょうか。その2点、お願いします。

（税務課長）

お答え申し上げます。まず、1点目。委員さんご指摘の通り、軽減の方の話ですが、低所得者層もいわゆる枠を少し緩く大きくする事になりますので、枠を広げるということになります。

また、2点目は、国の方で、国民健康保険法等の改正を3月中旬から下旬に予定されていますため、それを見てから、本市条例も、改定を進めて参ります。

（羽田委員）

法律の改正は、結局、どの部分がどう改正される予定になっているのですか。限度額自体が変わる予定ですか。それとも、軽減対象を広げるような改正がなされるという事でしょうか。

（税務課長）

はい。議件1と2でご説明をしましたこの2点について改正が予定されていますので、限度額の引き上げと、それから軽減判定所得の基準の変更と、この2点が変わります。

(羽田委員)

国が改正をする基準通りに改正をするという意味合いですね。

(税務課長)

はい。その通りでございます。

(羽田委員)

わかりました。

(議長)

よろしいでしょうか。他にご意見があります方は挙手をお願いします。それでは、1号議件、2号議件につきまして、原案通りご承認ということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

引き続き、議件3、令和5年度国民健康保険特別会計予算（案）につきまして、塚越課長の方からご説明をお願いします。

5 議件3 令和5年度国民健康保険特別会計予算（案）

(市民生活課長 令和5年度国民健康保険特別会計予算（案）についての説明)

(議長)

ありがとうございました。塚越課長。一点お伺いをしたいのですが、国民健康保険税の市町村から県の方に移管をして、県の方から一括してお金に来るというのは、平成何年度からでしたでしょうか。

(市民生活課長)

平成30年です。平成30年度から、県の方から支払いに対して歳入が来るようになりました。

(議長)

ありがとうございました。それでは、ただ今議件3につきまして、事務局の方からご説明がありました。ご意見のある方は挙手をお願いします。羽田委員さん、お願いします。

(羽田委員)

令和5年度の特別会計予算、コロナが2類から5類という事の影響というのは、どんな考え方がこの予算内でされているのでしょうか。医療費自体が圧縮されているというふうに感じている訳なんですけども、普通に言ったら増えちゃうんじゃないかなと思ってしまっているんですが、その辺りはどんなふうに影響を考慮のでしょうか。

(市民生活課長)

はい。現時点で影響というのは、この予算の中には反映をされてございません。今、医療費の支払いの仕組みが、県が県内の全市町村に支払う責任を持つという事で、あくまでも県の協議会において、5年度はこの金額で行くという事で示された物をうちの予算として採用をさせてもらっています。

(羽田委員)

ありがとうございました。

(議長)

他に、ご意見がある方はいらっしゃいますでしょうか。黒野さん、いかがでしょうか。ご意見ございますでしょうか。樋口委員さん、いかがですか。

(樋口委員)

もし、5類になった事で、かなり額が嵩む事になった場合は、どのように対処をするんですか。

(市民生活課長)

保険の支払いに関しては、全て県の方が支払いをします。その為、各県には、基金の積み立てが市町村とはまた別に県全体で使える基金の積み立てというのが用意されておりまして、そこにも、来年度、国からそれぞれの各県に交付金が出されています。そちらで、支払いの方は大丈夫なんですけど、コロナの保険料、医療費に関しましては、例えば予防注射とか治療をした場合に、検査とか個人負担は無いのですが、保険者としての負担は今もありますので、そういったものが引き続き増えていくとは思いますが。

その一方、厚労省が現時点では、医療機関に対してコロナの患者を扱った場合、加算部分があるらしいですけれども、そういったものは、当年度予算では見ていないと申していますので、その為、あまり医療費の伸びというのが、国の予算の考え方からも出ていないため、減少となっています。

(樋口委員)

ありがとうございます。

(議長)

よろしいですか。それでは、他にご意見がございませんか。無いようでしたら、議件3につきまして、事務局からの説明の通り、承認という事でよろしいでしょうか。

はい。ありがとうございます。

それでは、議件1から3まで、本日の議題を皆様の意見を持ちまして、無事終了いたしました。ありがとうございました。引き続き、その他につきまして、事務局の方からお願いをいたします。

6 その他

(市民生活課 小原係長 出産育児一時金の改正について)

(議長)

ありがとうございました。国の出産する次年の少子化対策の一環かと思われますが、ただ今の資料4につきましてご質問がある方、挙手をお願いいたします。よろしいですか。それでは、その他の事項につきましてございますか。

(健康推進課長)

健康推進課から2点ほどご案内をさせていただきます。

まず、第1点目は、A3の表、令和5年度各種検診の日程表です。これは、各種検診のご案内ですが、事前申込みとなっております、広報の2月15日号でのご案内をさせていただきます。

また、対象の世帯には、案内通知を送ります。

申込みは、3月20日までに同封の申込用紙を返送していただくことになります。

検診の内容は、例年6月の総合検診と集団検診になります。こちらは、40歳以上の国民健康保険に加入されている方の特定健診です。俗に言う、メタボ健診でございます。それから、後段の後期高齢者医療制度の加入者のメタボ健診。75歳以上の方、生活保護を受けている方のメタボ健診となります。同時に、胃がん検診、肝炎ウイルス、前立腺がん検診を受ける事も可能です。

日程は、6月22日から7月10日までの合計15日間で、各地区からふれあいセンターに送迎バスで来ていただきます。また、集団検診ではなくて個別検診や医療機関検診もやっています。

現在、市内の医療機関様と調整していますが、例年6医療機関と契約をしています。集団検診か医療機関検診かでメタボ健診をやっていると思います。

また、右側その他、がん検診が記載されていまして、ご覧の日程を見てお申し込みをしていただいています。裏面に、料金表がありますので、後ほど料金等々については、確認してください。

また、2点目は、新型コロナウイルスワクチン接種についてです。5月8日には、感染症レベル級が変わりますが、このワクチン接種は、3月31日までが期限となっています。現在、市内の5医療機関で接種をやっていますが、ふれあいセンター会場で、12歳以上のオミクロン対応株ワクチン接種を計画をしています。対象者は、1・2回の接種は完了し、オミクロン株対応ワクチンを打っていない12歳以上の方となります。前回の接種から3ヶ月以上空けての接種となります。ふれあいセンター2階のコミュニティホールで行います。

接種日は、2月が2月9日、13日、20日の3日間。3月も6日、13日、23日で、計6日間となります。時間は、午後2時から午後3時45分です。使用するワクチンは、ファイザー社製2価ワクチンBA.4-5の新しいワクチンです。接種回数は、1回接種すればよいという事になっています。予約は、電話または窓口となっています。電話の場合は、鴨川市ワクチン接種コールセンター、または鴨川市予約専用電話にお電話をしていただきます。また、窓口は、ふれあいセンター2階の新型コロナ対策室で直接申込みをしていただきます。また、これらは12歳以上の方の対象のワクチンです。

7のその他ですが、生後6ヶ月から4歳の乳幼児は、亀田クリニック2階で2月19日、3月26日で接種をする予定です。3回の接種となっていますが、国では3回接種ができなくても大

丈夫としています。

裏面は、小児接種です。5歳から11歳までの方のワクチンです。こちらは、鴨川市立国保病院で接種を実施しています。日程は、令和5年の2月20日、27日、そして3月20日の3日間です。

時間は、午後3時から3時45分までです。現在、コロナの3種類のワクチンをやっていますので、どうぞ関係の所属の皆様方、ご家族の方にご案内をしていただければと思います。

なお、参考のために1月22日接種分までの接種状況を集計しました。上段の表ではオミクロン株対応ワクチン、接種完了者は16,718人、全体の56.7%の方が受けています。また、そのうち65歳以上の方は8,753人で、接種率は68.6%。また、乳幼児・小児接種の接種率ですが、上段は、乳幼児、生後6ヶ月から4歳児の方です。1回目接種完了者が、107人で15.8%。2回目接種完了者は、43人で6.4%です。下段の小児接種、5歳から11歳は、1回目接種が678名で51.7%。2回目接種は668名で50.9%。右側の3回目接種の方は316名で、24.1%となっています。3月31日まで接種を行っています

(議長)

ありがとうございました。他に、お知らせのある課の方はいらっしゃいますか。

(「ありません」の声)

(議長)

それでは、以上を持ちまして、第2回鴨川市国民健康保険運営協議会を終了させていただきます。委員の皆様、ご協力ありがとうございました。

(司会)

皆さん、ありがとうございました。

鴨川市国民健康保険条例施行規則第13条第1項及び鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領第7条第3項の規程により会議録の内容について確認し署名します。

令和5年2月20日

鴨川市国民健康保険運営協議会

署名人 会長 酒井 龍一